

八代産材利用促進事業の概要

1 事業目的

森林整備と木材利用を図るため、八代産材を使用した、建築主自らが居住する木造住宅の新築、改築、増築又はリフォーム（以下「新築等」）を行う場合に、その経費の一部を助成するものであり、八代産材の需要拡大と、木材関連産業等の振興を図るとともに、八代市の林業の活性化及び森林の健全化を促進します。

2 当該事業における用語の定義

- (1) 新築…新たに、又は既存の住宅の全部を除去し、若しくは災害等によって滅失した後、住宅（延床面積の2分の1以上を居住の用に供するもの、かつ、居住の用に供する部分以外の部分の床面積の合計が50平方メートルを超えないものに限る。以下同じ。）を建築することをいいます。
- (2) 改築…既存の住宅（専用住宅に限る。(3)、(4)において同じ。）の一部を除去し、又は災害等によって滅失した既存の住宅の一部を従前と同規模で建築することをいいます。
- (3) 増築…既存の住宅の床面積を増加させることをいいます。
- (4) リフォーム…既存の住宅の内装工事をすることをいいます。
- (5) 八代産材…市内で生産かつ製材された木材で新品のものをいいます。

3 対象者

- (1) 補助対象住宅の建築主であること。
- (2) 市内に住所を有する方（補助対象住宅の新築等に伴い、市内に転入する方を含みます。）
- (3) 市税等の滞納がない方

4 対象住宅

- (1) 建築主自らが居住するために新築等をする木造住宅で、市内において建築されるものであること。
- (2) 新築等に当たり、市長が別に指定する構造材等の木材使用材積数量のうち、八代産材を80%以上使用していること。
- (3) 新築等の施工が市内の事業者によるものであること。
- (4) 新築においては、八代市産の畳を6畳以上使用していること。
- (5) 新築等の契約を締結した日から60日以内かつ、棟上げ前に申請すること。
(リフォームの場合は着工の5日前までに申請)
- (6) 原則として、第6条の規定による交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、及び第9条の規定による実績報告ができるものであること。

5 補助額

補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出します。（その数に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）ただし、新築にあつては20万円、増築、改築又はリフォームにあつては10万円が限度額となります。

（1）新築、改築及び増築の場合

補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に4,000円を乗じて得た額

（2）リフォームの場合

補助対象住宅のリフォームに係る1立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に1万円を乗じて得た額

6 事業実施期間

平成21年度～

7 実施方法

（1）申請書類の配布

①八代市役所水産林務課

②市ホームページ

（2）申請要件

・上記3、4の条件にすべて該当すること

（3）要綱及び申請書類等の様式

・別添実施要綱及び様式集

8 申請書の提出先・問合せ先

八代市役所水産林務課 森林環境整備係

（電話 0965-33-4119）

※平成23年度から、八代市産材を使用する内装リフォームも補助対象となりました。
詳しくは水産林務課までお問い合わせ下さい。